

オンラインツール利用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県作業療法士会（以下「本会」とする）会員が、本契約のオンラインツール（以下、Zoom 等）の利用を希望し、使用する際の基準を定め、会員の意見交換、および研鑽等を支援するものである。

(申請資格)

第2条 Zoom 等の利用申請できる者は、本会正会員（以下「申請者」とする）に限られる。

(申請方法)

第3条 申請者は利用申請書をホームページから取得し、必要事項を記入した上で事務局宛に申請する。

2. 申請は電子メールで行う。
3. 申請者は理事会での審議を考慮し、時間の余裕を持って申請しなければならない。
4. 申請者は、理事会から希望日時の訂正や説明を求められた場合、速やかに対応する必要がある。

(決定後の手続き)

第4条 利用の決定は理事会が判断する。

2. 希望日時が他と重なった場合は、本会理事会、部局会議および部局研修会、SIG 認定団体研修会および準備会議、その他の順に優先する。ただし、予定まで 14 日未満の場合は既予定を優先する。
3. 利用決定後、事務局でミーティング予定を設定し、必要事項を申請者に連絡する。

(利用アカウントの管理)

第5条 申請者は理事会の許可なく、他者に予定されたミーティングや管理者（ホスト）権限を譲渡してはならない。ただし、Zoom 等利用中に共同ホストを設置することはできる。

(記録)

第6条 参加者は原則として zoom 使用中に、内容を撮影、録画、録音することはできない。ただし、ホストはその限りではない。

2. 内容を撮影、録画、録音する際は、申請書にその旨記載するとともに、参加者へ周知を必ず行うものとする。また、内容を保存した者は、適正にその内容を管理する責任をもつものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は理事会の承認がなければ変更できない。

(附 則)

2020 年 11 月 18 日より施行